



令和3年6月1日

保護者の皆様へ

うるま市教育委員会
うるま市立勝連小学校長

新型コロナウイルスにより学校が臨時休校となった場合の
タブレット端末（Chromebook）の持ち帰りについて

平素から本市の教育の充実に向けて、格別のご理解とご協力をいただいておりますことに、厚く感謝申し上げます。

さて、本市では、文部科学省が提唱するGIGAスクール構想に基づき、教室へのWi-Fi設置及び児童生徒一人一台の端末を整備し、学習活動での活用を進めています。

令和3年度においては、主に学校内での学習活動に活用することとしておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、学校（学年単位や学級単位の閉鎖措置を含む）が臨時休校となった場合、必要に応じてタブレット端末をご家庭に持ち帰り、オンライン等での学習に活用することを想定しています。

学校備品となるタブレット端末等の持ち帰りにあたっては、使用上のルールを保護者、児童生徒及び学校にて確認することを目的に、別紙の利用規約に同意していただくほか、ご家庭にインターネットの環境が必要となります。（ご家庭にインターネットの環境がない場合は、学校において感染予防対策を講じたうえで、学習支援を行うことを想定しています。詳しくは、各学校にお問い合わせください。）

つきましては、別紙の利用規約を一読いただき、タブレット端末等の持ち帰りに関する「同意・不同意」について、6月4日（金）までに学校に提出くださいますようお願いいたします。

保護者の皆様には、ご家族をはじめ児童生徒の感染予防対策について、引き続き、ご理解とご協力をお願いします。



別紙

タブレット端末（Chromebook）持ち帰り利用規約及び同意書

学校備品であるタブレット端末等（Chromebook、充電用ケーブル、アダプタ）の持ち帰りにあたって、下記及び学校からの指示事項を順守するとともに、家庭への持ち帰り利用により生じた事故及びトラブル等については、責任をもって対応します。

記

1. タブレット端末は、学習目的であって、目的外の使用はしません。
2. タブレット端末は、家庭のみで使用し、公衆無線 LAN（Wi-Fi フリースポット等）への接続はしません。
3. タブレット端末等は、大切に取り扱い、適切な方法で管理します。
4. 家庭でタブレット端末をネットワークに接続する場合、発生するデータ通信料等の接続料や充電する場合の電気代は、家庭の負担になることを了解します。
5. タブレット端末等を紛失、破損及びその他の理由により正常な状態で返却できない場合は、その経緯を速やかに学校に連絡します。（故意または重大な過失による破損等の場合は、修理費などを負担していただく場合があります。）
6. タブレット端末等を譲渡し、第三者へ貸与し、又は担保に供しません。
7. タブレット端末の使用について、法令及びセキュリティや情報モラル上のルールやマナーに反するような使い方は絶対にしません。

以上

※本市が整備したタブレット端末「Chromebook」を使用する場合、インターネットへの接続が必要となります。ご家庭にインターネットの環境がない場合は、学校において感染予防対策を講じたうえで、学習支援を行うことを想定しています。

切り取り線

うるま市立

学校長 様

タブレット端末（Chromebook）持ち帰り利用規約に

（いずれかに✓をお願いします）

- 同意し、持ち帰りを希望します。
- 家庭にインターネット環境が整っていないため、持ち帰りを希望しません。
- 不同意で、持ち帰りを希望しません。

令和 年 月 日

学年クラス： 年 組

児童生徒名： _____

保護者氏名： _____ 印